

# 産業・組織心理学会における利益相反（COI）に関する規程

## JAIOP Rules on Conflict of Interest

### (目的)

#### 第1条

本学会の理事会の活動並びに学会及び学術誌での発表における利益相反（Conflict of Interest：COI）状態の透明性を確保することによって、本学会が、社会に対する説明責任を果たし、産学連携の適正な推進を図るうえで適切なCOIマネジメントを行い、科学的かつ公正な研究を推進し、その成果を社会に還元することを目的とする。

### (対象者)

#### 第2条

この規程において、COIマネジメントの対象となる者は次の各号に掲げる者である。

- (1) 本学会の役員（会長、副会長、事務局長、常任理事、理事、監事）、各部門（人事部門、組織行動部門、作業部門、消費者行動部門）の責任者、産業・組織心理学研究及びJAIOPニュースの編集委員会委員長、当該年度の大会委員長
- (2) 本学会の事務職員
- (3) 本学会の年次大会、部門別研究会などで発表する者
- (4) 産業・組織心理学研究、JAIOPニュースなどへの投稿者

### (対象となる活動)

#### 第3条

この規程は、本学会が行う次の事業活動に対して適用する。

- (1) 産業・組織心理学に関する年次大会の開催
- (2) 産業・組織心理学研究及びJAIOPニュースの刊行、及び産業・組織心理に関する資料の収集、編さん
- (3) 本学会が主催する若手研究者への助成事業
- (4) 部門別研究会等の開催
- (5) 産業・組織心理に関する調査研究
- (6) その他本学会の目的達成上必要な事業

### (定義)

#### 第4条

この規程において「利益相反」とは、第2条に規定する対象者が企業又は営利を目的とする団体等（以下「企業等」という。）から得る個人的な経済的利益と第3条に規定する活動とが相反している状態あるいは両立しえない状態をいう。

### (利益相反に関する委員会の設置、役割)

#### 第5条

第1条の目的を達するために、利益相反に関する委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 この委員会は、産業・組織心理学会会則6条、および産業・組織心理学会倫理綱領によるほかこの規程による。
- 3 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

## 利益相反に関する規程 産業・組織心理学会

- (1) 重大な利益相反状態の疑義があると指摘された事柄に関する事項。
  - (2) 利益相反の自己申告が不申告を含め不適切で疑義があると指摘された事柄に関する事項。
  - (3) 各部門の責任者等から申し立てがあった事柄に関する事項。
  - (4) 編集委員長から申し立てがあった事柄に関する事項。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、利益相反に係る重要事項。
- 4 委員会は、当該者の利益相反状態をマネジメントするためにヒアリングなどの調査を行うことができる。

### (委員会の構成、任期)

#### 第6条

委員会は、副会長ならびに会長が指名する委員5名以内をもって構成する。会長は本学会会員以外から委員を指名することができる。

- 2 委員長は、副会長をもってあて、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長に事故がある場合は副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員の任期は3年とする。

### (委員会の開催)

#### 第7条

委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会委員に関わる利益相反の調査の際は、当該委員は審議に加わらない。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席でもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数でもって決する。可否同数の場合は委員長が決するところによる。
- 5 委員長は、委員会での審議結果について会長に報告するものとする。

### (会長の責務)

#### 第8条

会長は、学会における利益相反マネジメントを総括する。会長は常任理事会の議を経て適切な措置を講じなければならない。

### (役員等の責務)

#### 第9条

本学会の役員（会長、副会長、事務局長、常任理事、理事、監事）、各部門（人事部門、組織行動部門、作業部門、消費者行動部門）の責任者、産業・組織心理学研究及びJAIOPニュースの編集委員会委員長、当該年度の大会委員長、事務職員は、個人における以下の(1)~(9)の事項で、就任時の前年1年間に以下の基準を超える場合には、就任する時点で所定の様式(1)にしたがい会長に申告するものとする。また、就任後、新たに利益相反状態が発生した場合には、規程にしたがい修正申告を行うものとする。

- (1) 企業・組織または団体の役員、顧問職、社員などで、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上ある場合、なお報酬額とは報酬、給与その他の名目のいかなを問わず、申告者により供される一定の労務、役務の対価として交付される一切の金員を指す
- (2) 株の保有（年間利益〈配当、売却額の総和〉）が、1つの企業から100万円以上、あるいは全株式の5%以上を所有する場合
- (3) 企業・営利目的の団体からの特許権使用料（100万円以上の場合）
- (4) 企業・営利目的の団体より支払われた日当、講演料など（一つの企業・団体からの合計が年間50万円以上の場合）
- (5) 企業・営利目的の団体よりパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料（年間100万円以上の場合）

- (6) 企業・営利目的の団体が提供する研究費（一つの研究に対して支払った額が200万円以上の場合）
- (7) 1つの企業・団体からの奨学寄付金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が200万円以上
- (8) 企業などが提供する寄付講座に所属している場合
- (9) その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など）（合計が年間10万円以上の場合）

#### (会員の責務)

##### 第10条

会員は本学会年次大会での学術講演などで発表する場合、あるいは本学会の名称を使って発表する場合は当該研究実施に関わる利益相反状態を所定の様式(2)に従い正しく申告し、年次大会の担当責任者（大会委員長等）あるいは当該研究発表の機会提供責任者等の指示に従わなければならない。尚、所属する組織と研究組織が異なる場合は、いずれの組織名も明記すること。

#### (大会委員長等の責務)

##### 第11条

本学会年次大会の担当責任者（大会委員長等）は、研究などの発表との関係で、本規程に反する疑いが生じた場合には、大会実行委員会及び常任理事会との協議のもと、検証し、本規程に反する大会発表論文については書き換えの指示、あるいは発表の差し止め、取り下げの勧告などの措置を講じなければならない。

2 この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。

3 本規程に違反していたことが当該大会発表論文掲載後あるいは当該大会発表後に判明した場合には、その対処に関する審議と決定について、大会委員長は、大会委員会及び常任理事会と協議のもと行う。その結果、大会発表論文取り消しなどの措置を講じた場合には、学会機関誌などに大会委員長名でその旨を公告しなければならない。

4 なお、これらの措置を行った際に上記担当責任者は委員会に報告するものとする。

5 案件の重大性によっては、委員会に「COIに関する規程」第5条(3)の申し立てを行うものとする。

#### (産業・組織心理学研究及びJAIOPニュースへの投稿者の責務)

##### 第12条

産業・組織心理学研究に投稿する者は、投稿規程が示す細則にしたがい、当該研究実施に関わる利益相反状態を所定の様式(3)にて論文投稿システムに申告し、機関誌編集委員長の指示に従わなければならない。

JAIOPニュースへの投稿者は、所定の様式(2)にて申告し、JAIOPニュース編集委員長の指示に従わなければならない。

#### (編集委員長の責務)

##### 第13条

編集委員長は、研究などの発表との関係で、本規程に反する疑いが生じた場合には、編集委員会及び常任理事会との協議のもと、検証し、本規程に反する投稿については書き換えの指示、あるいは発表の差し止め、取り下げの勧告などの措置を講じなければならない。

2 この場合には、速やかに投稿者に理由を付してその旨を通知する。

3 本規程に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合には、その対処に関する審議と決定について、編集委員長は、編集委員会及び常任理事会と協議のもと行う。その結果、論文取り消しなどの措置を講じた場合には、当該刊行物などに編集委員長名でその旨を公告しなければならない。

4 なお、これらの措置を行った際に編集委員長は委員会に報告するものとする。

5 案件の重大性によっては、委員会に「COIに関する規程」第5条(4)の申し立てを行うものとする。

(各部門担当者の責務)

第14条

各部門の責任者は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本規程に沿ったものであることを検証し、本規程に反する事態が生じた場合には、常任理事会に諮り、速やかに事態の改善策を検討しなければならない。

- 2 この場合には、速やかに対象者に理由を付してその旨を通知する。
- 3 上記事業の責任者は、これらの措置を行った際に委員会に報告するものとする。
- 4 案件の重大性によっては、委員会に「COIに関する規程」第5条(3)の申し立てを行うものとする。

(違反者に対する措置)

第15条

会長は、委員会の報告に基づき、常任理事会で審議した結果、重大な違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

- (1) 本学会が開催するすべての講演会での発表禁止
- (2) 本学会の刊行物への論文掲載禁止・取り消し
- (3) 本学会の役員（会長、副会長、事務局長、常任理事、理事、監事）、各部門（人事部門、組織行動部門、作業部門、消費者行動部門）の責任者、産業・組織心理学研究及びJAIOPニュースの編集委員会委員長、当該年度の大会委員長の就任禁止、停職および解任
- (4) 本学会の理事会、委員会等の出席停止
- (5) 本学会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

(不服の申立)

第16条

被措置者は、本学会に対し不服申立をすることができる。本学会の会長は、これを受理した場合、速やかに不服申立てに関する審査委員会（臨時諮問委員会）を設置して、審査を委ね、その答申を常任理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

(説明責任)

第17条

本学会は、重大な本規程の違反があると判断した場合は、直ちに常任理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たさねばならない。

(細則の制定)

第18条

本学会は、本規程を運用するために必要な細則を制定することができる。

(規程の改正)

第19条

本規程は、常任理事会の議を経て改正することができる。

附則

1. 本規程は2017年9月30日に制定し、2018年4月1日より施行する。
2. 2023年5月20日改定施行する。